

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念のもと、企業価値の最大化に向けてすべてのステークホルダーと良好な関係を築き、迅速な意思決定および業務執行が必要不可欠であると考えております。そのため以下の5点を基本方針に掲げ、コーポレートガバナンスの充実を図ってまいります。

1. 株主の権利・平等性の確保に努めます。
2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努めます。
3. 適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
4. 取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
5. 株主との建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

当社は、議決権行使の環境作りとして議決権行使の電子化を実施しております。

議決権電子行使プラットフォームの利用および招集通知の英訳については、現状機関投資家比率や外国人株主比率が低く、今後一定の比率を超える状況となった場合に実施することとします。

【補充原則3-1-2 情報開示の充実】

当社は、現在は外国人株主比率が低く、株主総会招集通知の英訳は行っておりませんが、一定の比率を超えることとなった場合には実施することとします。なお、事業報告書については、英語版を作成し、当社ホームページ上に開示しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-3 資本政策の基本的な考え方】

当社は、主に情報通信設備を中心とした公共性の高いインフラ整備事業を営む企業であることから、将来にわたって安定的な経営基盤を確保することが望まれるため、持続的な企業価値の向上を図ることが重要と考えております。

従って、資本政策においては、事業活動を通じた確実な利益確保のもと、資本効率性、財務健全性等を総合的に勘案した株主還元と内部留保を行いつつ、資本政策上の諸課題に対して機動的に対処することを基本としております。

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、持続的な事業の発展や取引先との関係強化、事業戦略上の重要性などを総合的に勘案し、当社の中長期的な企業価値向上に必要とする株式については保有していく方針です。

主要な政策保有株式については、毎年、取締役会にて定例的に状況を確認しております。

議決権行使にあたっては、画一的な基準で賛否を判断するのではなく、投資先企業の中長期的な企業価値向上に繋がるかどうかを議案ごとに判断してまいります。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役および取締役が実質的に支配する法人との自己取引および競業取引を行う場合には、会社や株主共同の利益を害することのないよう、予め取締役会の決議を要する旨を取締役会規則に定めております。

また、その取引の実績についても取締役会へ報告し、その内容の妥当性・公正性等を適切に監視しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「私たちは、すべてのお客様に感動していただくために、情熱を持って、信頼の技術と品質、サービスを提供します。」を企業理念とし、「ソリューション&エンジニアリング企業グループとしてビジネスの拡大を図り、さらなる成長を目指します。」との企業ビジョンの実現に向け、2018年度を到達年度とした中期経営計画を策定しております。

中期経営計画については、当社ホームページ(<http://www.nds-g.co.jp/ir/strategy/strategy.html>)にて公表しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、経営理念のもと、企業価値の最大化に向けてすべてのステークホルダーと良好な関係を築き、迅速な意思決定および業務執行が必要不可欠であると考えております。そのため以下の5点を基本方針に掲げ、コーポレートガバナンスの充実を図ってまいります。

1. 株主の権利・平等性の確保に努めます。
2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努めます。
3. 適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
4. 取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
5. 株主との建設的な対話に努めます。

(3)取締役、経営陣幹部の報酬決定の方針と手続

当社は、取締役の報酬等の額については、総額(限度額)を取締役会の承認を経たうえで株主総会にて決議いただいております。また、個別の報酬等の額については、報酬等諮問委員会において検討し、取締役会での決議をもって決定しております。

(4)取締役・監査役等の指名方針と手続

取締役・監査役候補者は、社内外から候補者を幅広く人選しており、当社事業について迅速かつ適切な意思決定と執行の監督を行える知見、専門的能力を有する方を選任しております。特に社外取締役は、事業戦略やガバナンスの充実について問題提起を行い、意見を述べる事ができる方を選任しております。また、取締役・監査役候補は独立社外取締役・社外監査役を構成員とする報酬等諮問委員会において指名し、取締役会での決議をもって決定しております。

(5)取締役・監査役等の個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役候補者個々の選任・指名については、「定時株主総会招集ご通知 選任議案」に記載しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

取締役会は、法令及び定款に定められた事項のほか、当社及びグループの経営に関する方針や重要事項等について取締役会規則において決議すべき事項を定め、経営陣に対する委任の範囲は社内規定に定めて明確にしております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、会社の持続的成長と企業価値向上を図るため、会社法に定める社外取締役の要件、および東京証券取引所が定める独立性基準に従い、独立役員である社外取締役を2名選任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、会社法に定める社外取締役の要件、および東京証券取引所の定める独立役員にかかる独立性基準を参考に独立性を判断することとしております。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役は、社内外から候補者を幅広く人選しており、当社事業について迅速かつ適切な意思決定と執行の監督を行える知見、専門的能力を有する社内出身の取締役と、事業戦略やガバナンスの充実について問題提起を行い、意見を述べる事ができる複数の独立社外取締役を選任、監査役については財務および会計に関する相当程度の知見を有する者、特に社外監査役については経営に関して経験豊富な方を選任し、取締役会全体として知識・経験・能力のバランスに配慮しております。また、規模については、取締役会の員数を取締役は12名以内、監査役は4名以内と定款に定めており、独立社外取締役・社外監査役を構成員とする報酬等諮問委員会において指名を行い、取締役会で決議し決定しております。

【補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役・監査役については、その役割・責務を適切に果たすよう、他の上場会社の取締役と兼任する場合には合理的な範囲にとどめており、その兼任状況については、毎年「定時株主総会招集ご通知」に記載し開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会において、取締役会の実効性について分析・評価を行うとともに、その分析・評価結果を取締役会で審議することとしております。これまでの取締役会全体の実効性に関する分析・評価結果は以下のとおりです。

- ・経営上の重要な意思決定および業務執行の監督を適正に行うための適当な規模と十分な多様性が確保されている。
- ・取締役会の議案の数、内容、開催頻度、審議時間は適切である。
- ・多様な専門性をもつ社外役員(取締役2名、監査役2名)のサポート体制についても適切に行われている。

上記の評価結果から、取締役会の実効性は確保されていると評価しております。

取締役会の更なる議論の活性化・充実に向け、必要な対応策の検討を進めてまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、取締役・監査役について、事業・財務・組織等に関する知見を有する者から選任するとともに、就任に際し、必要に応じて研修を行っております。また、就任後も、持続的成長に向けた貢献を促進する観点から、多岐にわたる研修を継続的に実施しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

(1)株主との対話全般を統括し、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣・取締役

株主・投資家の皆様は、正確な情報を適切・公平にご提供しつつ建設的な対話を行い、長期的な信頼関係を構築し企業価値の向上を図るため、継続的にIRを実施しており、総務担当取締役をその統括責任者として位置付けております。

(2)対話を補助する社内のIR担当、各部署の有機的な連携のための方策

株主・投資家の皆様との対話につきましては、総務担当取締役の統括の下、総務部・財務部・経営企画部が連携し開示資料の作成や情報の共有を行い、適時開示・決算説明会・ホームページによる情報開示に取り組んでおります。

(3)個別面談以外の対話の手段の充実に関する取り組み

本決算と中間期の年2回のアナリスト向け決算説明会を東京で開催しております。決算説明会ではラージミーティングと少人数を対象としたスモールミーティングをそれぞれ開催しております。また年1回、名古屋での「名証IRエキスポ」へ参加し、個人投資家の皆様との対話を実施しております。今後も継続的に対話機会の創出に取り組んでまいります。

(4)株主の意見・懸念の経営陣幹部等に対するフィードバック

様々な機会を通じて株主・投資家の皆様から頂いたご意見については、必要に応じて、代表取締役および関係部署へフィードバックし、情報の共有をしております。

(5)対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

株主・投資家の皆様との対話において、インサイダー情報を保有している場合には、「内部者取引管理規程」に基づき、その内容をお伝えすることはありません。また、決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するために、四半期毎の決算日翌日から決算発表日までは「サイレント期間」とし、決算に関するコメント・ご質問等に関する回答は差し控えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
NDSグループ社員持株会	316,081	5.39
株式会社三菱東京UFJ銀行	283,764	4.50
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	283,700	4.50
日本生命保険相互会社	250,151	3.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	237,200	3.76
株式会社アイチコーポレーション	227,000	3.60
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	200,060	3.17
三井住友信託銀行株式会社	169,000	2.68
第一生命保険株式会社	153,000	2.42
株式会社中京銀行	120,000	1.90

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
本多 立太郎	他の会社の出身者													
藤本 和久	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
本多 立太郎		h.上場会社の取引先またはその出身者 株式会社エフエム愛知の取締役会長であり、当社との間には広告代理店を介した番組等の提供および不動産賃貸の取引を行っております。その取引額は、株式会社エフエム愛知売上高および当社連結売上高のそれぞれ、3%未満、0.1%未満であります。 i.社外役員の相互就任の関係にある先の出身者 当社取締役会長の伊藤 卓志氏が株式会社エフエム愛知の社外取締役に就任しており、相互就任の関係にあります。	会社経営者として経営に関する幅広い見識・知見を有しており、当社の経営に対し、公平・公正かつ適切な経営判断がいただけたため。 (独立役員指定制理由) 相互取引はあるものの、当社の意思決定に対して影響を与えるほどの取引では無く、中立的な外部の立場にあると判断し独立役員に指定いたしました。

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
榎啓一		j.上場会社の取引先またはその出身者 平成17年6月から平成20年6月まで、株式会社エヌ・ティ・ティ・コム東海(現株式会社NTTドコモ)の代表取締役社長でありました。当社との間には電気通信設備工事の取引を行っており、その取引額は当社連結売上高の5.5%未満であります。	電気通信業界に精通した豊富な知識と会社経営の経験を有しており、当社の経営に対し、適切な経営判断、監査および助言をいただけると判断したため。
三矢金平		j.上場会社の取引先またはその出身者 平成25年6月から平成28年6月まで、株式会社アイチコーポレーションの代表取締役社長でありました。当社との間にはグループ会社を介したリース車両の購入等の取引を行っております。その取引額は、株式会社アイチコーポレーション売上高の0.7%未満であります。 k.社外役員の相互就任の関係にある先の出身者 当社取締役会長の伊藤 卓志氏が株式会社アイチコーポレーションの社外取締役(監査等委員)に就任しており、相互就任の関係にあります。	会社経営者として経営に関する幅広い見識・知見を有しており、当社の経営に対し、適切な監査および助言をしていただけると判断したため。 会社経営に関する豊富な経験と知識を有し、人格・見識に優れており、客観的な立場から適切な監査ができると判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

1. 株式報酬型ストックオプション(H18.8.25付与。行使期間 H18.8.26～H38.8.25)付与株数174,000株
2. 株式報酬型ストックオプション(H19.9.12付与。行使期間 H19.9.13～H39.9.12)付与株数166,000株
3. 株式報酬型ストックオプション(H20.9.11付与。行使期間 H20.9.12～H40.9.11)付与株数240,000株
4. 株式報酬型ストックオプション(H21.9.10付与。行使期間 H21.9.11～H41.9.10)付与株数336,000株
5. 株式報酬型ストックオプション(H22.9.14付与。行使期間 H22.9.15～H42.9.14)付与株数331,000株
6. 株式報酬型ストックオプション(H23.9.13付与。行使期間 H23.9.14～H43.9.13)付与株数329,000株
7. 株式報酬型ストックオプション(H24.9.18付与。行使期間 H24.9.19～H44.9.18)付与株数336,000株
8. 株式報酬型ストックオプション(H25.8.13付与。行使期間 H25.8.14～H45.8.13)付与株数349,000株
9. 株式報酬型ストックオプション(H26.8.20付与。行使期間 H26.8.21～H46.8.20)付与株数298,000株

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

1. 当社取締役、当社執行役員、16名(前項1)
2. 当社取締役、当社執行役員、15名(前項2)
3. 当社取締役、当社執行役員、18名(前項3)
4. 当社取締役、当社執行役員、19名(前項4、5、6)
5. 当社取締役、当社執行役員、20名(前項7、8、9)

(付与の目的)

長期的な業績発展への貢献を反映させるとともに、企業価値・株主価値を株主と共有することにより、業績向上・株価上昇意欲を高めるため。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告に取締役および監査役の報酬の総額を記載

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額に関する方針を定めており、その内容は取締役会の諮問機関として報酬等諮問委員会を設置しております。委員は取締役会及び監査役会で選任された5名で、現在は取締役会長、代表取締役社長、社外取締役1名、常勤監査役及び社外監査役1名であります。

また、その決定方法は、報酬等諮問委員会で、役員報酬規定に沿って作成した報酬案をベースに、その算定根拠及び算定方法等について検討・協議を行い、その後取締役会及び監査役会に付議して決定する手続きにより、その透明性と合理性を確保しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

常勤監査役より監査役監査の実施状況について、毎月開催の監査役会において報告し情報の共有化を図っています。監査役室より監査役会等にかかる事務を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

法で定める取締役会に加え、「経営会議」(経営全体を見渡せる責任ある役職メンバーを構成)を月2回から4回、グループ全体での各種施策の浸透・課題の共有化を目的とする「NDSグループ戦略会議」を年2回の頻度で開催するなど、よりきめ細かく業務執行を図るべく経営機能の強化に努めています。なお、当社は監査役制度を採用しており、4名の監査役(うち社外監査役2名)が取締役会に出席し経営に対する監視機能の強化に努めています。

また、当社で法令遵守ならびに企業倫理を高めるべく「コンプライアンス委員会」「企業倫理ヘルプライン」「コンプライアンス室」を設置し、グループ一丸となってコーポレート・ガバナンスの一層の向上に努めています。

内部監査については、内部監査部門として内部監査室を設置し、当社ならびに連結子会社も含めて内部監査を実施しており、定期的な監査役とも連携しています。

監査役監査については、監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役会への出席のほか、常勤監査役がその他の重要な会議すべてに出席し、会計監査人の監査の立会いおよび取締役からの業務執行の聴取を行っております。また、監査役補助使用者として監査役室長を専任で配置し、監査役監査を支える人材、体制の確保を行っております。

会計監査については、あずさ監査法人を会計監査人に選任しており、会計監査人は年間会計監査計画に基づいて、当社および子会社を対象に会社法および金融商品取引法に基づく監査を行っております。当期において職務を執行する公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は次のとおりです。

- ・会計監査業務を執行した公認会計士の氏名
指有限責任社員 業務執行社員:奥谷 浩之、大谷 浩二
- ・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士6名、その他9名

また、監査役に、当社財務担当取締役を歴任するなど財務および会計に関する知見を有する者を選任し、監査役の機能強化に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、重要な経営判断については、監査役4名(うち社外監査役2名)の出席する取締役会で審議し決定しております。また、より合理的かつ効率的な意思決定を行うため、執行役員制を導入し経営の意思決定・監督と執行の分離、業務執行の迅速化を図っています。

社外監査役2名につきましては、経営に関する幅広い見識を有し、客観的・中立的に経営全般について監視の強化に努め、その手段として、代表取締役との意見交換会を年2回開催し、代表取締役の業務執行について聴取を行うとともに、監査業務の執行について情報の提供を行いながら、相互認識と信頼関係を深めています。また、取締役の報酬の決定に際しては、報酬等諮問委員会を年に1回以上開催する中で社外監査役を委員に選任し、経営の透明性の確保に努めております。更に常勤監査役を通じて、会計監査人や内部監査部門とも

緊密な連携を図る中で、それぞれの監視機能の向上に役立てております。

なお、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するために、当社グループの各種リスクに関する規程を整備し、「コンプライアンス委員会」、「安全品質管理委員会」、「事業投資等委員会」、「重要資産管理委員会」、「情報セキュリティ委員会」、「システム開発委員会」の6つの専門委員会を設置し、それらの委員会を統括する「CSR・リスク管理委員会」が、各委員会業務に係るリスク管理状況の把握、必要に応じて支援提言を行うなど、多面的な内部統制システムを構築するために、これらの取り組みを採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成30年6月22日開催の第64期定時株主総会の招集通知については、法定期日より4営業日早い平成30年6月1日に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使(第48期定時株主総会より)
その他	第64期定時株主総会の招集通知を、発送日より2営業日早い平成30年5月30日より当社ウェブサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、招集通知、報告書、有価証券報告書、決算情報以外の適時開示資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:総務部、IR担当役員:総務担当取締役、IR事務連絡責任者:総務課長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規程、NDSグループCSR憲章
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR・リスク管理委員会設置、ISO14001の認証取得により、環境マネジメントの実施、CSRレポートの発行

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに企業集団による業務の適正を確保するための体制

NDSグループは、会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条に基づき構築した、NDSグループの業務の適正を確保する体制（以下「内部統制」という。）について、以下のとおり実施しております。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項
社内規程に基づき取締役会等の議事録を作成保存するとともに、重要な職務の執行および決裁に係る情報について、記録し適切に管理しております。
2. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - (1) NDSグループの各種リスクに関する規程を整備するとともに、以下の6つの専門委員会とそれを統括する「CSR・リスク管理委員会」を設置し、NDSグループのリスク管理体制を構築しております。
 - ア. コンプライアンス委員会
 - イ. 安全品質管理委員会
 - ウ. 事業投資等委員会
 - エ. 重要資産管理委員会
 - オ. 情報セキュリティ委員会
 - カ. システム開発委員会
 - (2) 「CSR・リスク管理委員会」は、各委員会業務に係るリスク管理状況を把握し、必要に応じて支援提言を行います。
 - (3) 「CSR・リスク管理委員会」は、所定の事項を経営会議ならびに取締役会に付議いたします。
 - (4) 「リスク管理規程」のもと、各種リスクを特性に応じて管理し、健全性の維持向上を図っております。
3. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制および取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 業務執行体制
 - ア. 経営会議を月2回から4回の頻度で開催し、よりきめ細かく業務執行を図っております。
 - イ. NDSグループ全体での各種施策の浸透・課題の共有化を目的とする「NDSグループ戦略会議」を年2回の頻度で開催しております。
 - (2) コンプライアンス体制
 - ア. 「コンプライアンス室」「企業倫理ヘルプライン」を設置し、NDSグループのコンプライアンス体制の推進を図っております。
 - イ. コンプライアンス規程および内部通報制度に関する規程のもと、常にその実効性の確保に努めております。
 - ウ. 毎月15日を「企業倫理の日」と定め、社員がコンプライアンスに対する理解を深める機会を設ける等コンプライアンスの周知徹底を図っております。
 - (3) 内部監査体制
内部監査を担当する内部監査室が、NDSグループの内部監査を行っております。
4. NDSグループにおける企業集団の業務の適正を確保するための体制
当社の内部統制の基本方針の基に、NDSグループ全体に展開しております。また、グループ会社管理規程を定め、グループ会社の経営に関する管理や指導を行う部門を設置して、定期的な報告会（年4回）を開催し、業務執行状況ならびに財務状況等について、当社およびグループ会社との情報交換を図りながら、必要に応じて指導および助言等を行っております。
5. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
 - (1) 内部監査室・監査役室の構成員の中から補助使用人を選任し、監査諮問委員会および監査役会の事務局業務も併せて担当しております。
6. 監査役等の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役は、補助使用人の業務執行者からの独立性の確保に努め、業務の指揮命令については監査役が行っております。
 - (2) 当該補助使用人の人事異動・評価等については、常勤監査役の同意を必要としております。
7. 取締役および使用人が監査役会へ報告するための体制
 - (1) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、これを直ちに監査役会に報告いたします。
 - (2) 使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときには、これを直ちに該当の専門委員会に報告するとともに、監査役会に報告いたします。
8. 監査役会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止しています。
9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務を執行する上で必要となる費用について会社に請求を行った場合は、監査の職務の執行に必要なと明らかに認められるときを除き、会社は速やかに処理をすることとしています。
10. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 常勤監査役は、取締役会および他の重要な会議すべてに出席する他、会計監査人の監査に立会い、取締役からも直接業務執行について聴取を行っております。
 - (2) 常勤監査役ならびに非常勤監査役は、代表取締役との意見交換会を年2回開催し、代表取締役の業務執行について聴取を行うとともに、監査業務の執行について情報の提供を行い、相互認識と信頼関係を深めております。
 - (3) 常勤監査役およびグループ会社の監査役によるグループ監査役会議を年2回開催し、グループ全体の内部監査機能を担保しております。
 - (4) 監査役は、会計監査人との意見交換会を年4回以上開催し、監査業務の執行について情報の共有を図っております。

11. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法における財務報告に係る内部統制については、適正な財務報告を迅速に作成するために、当社の「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、有効性の評価および改善を行い、財務報告の信頼性と適正性を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

NDSグループCSR憲章に定める「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決します。」に基づき反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切関係を持ちません。

また、不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織対応し、利益供与は絶対行わないこととしております。

